



～宅建くしろ～

平成30年7月30日発行

支部情報 2018. No.2

発行：(公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部 発行人：小泉 弘 編集人：尾越史典
釧路支部ホームページ <http://www.takken-kushiro.jp/>

■ 「不動産の日」行事予定

第35回を迎える9月23日「不動産の日」の事業として、次の行事を実施します。

- | | | |
|--------------------------|------|--------------------------|
| 1. 不動産無料相談会 | 9月4日 | 釧路市役所
防災庁舎 1F 多目的スペース |
| 2. 釧路市への宅建文庫・障がい者補助機器の贈呈 | 9月4日 | 釧路市役所 |
| 3. 新聞広告 | 8月下旬 | 北海道新聞・釧路新聞 |
| 4. ラジオCM | 8月下旬 | STV・FMくしろ |

(企画広報近代化委員会)

■ 第1回宅建協会不動産研修会を開催しました

去る6月26日(火)平成30年度第1回宅建協会不動産研修会をANAクラウンプラザホテル釧路において開催しました。

当日は講義のテーマを「平成30年度税制改正と実務のポイント」として、平成30年度税制改正による各種税制特例処置の延長、良質な既存住宅供給を促進する為の買取り再販に係る特例処置の敷地への拡充等について研修しました。

なお、都合により欠席された方々には、当日のテキストと例年配布しております税制解説書「あなたの不動産・税金は」(平成30年度版)を同封しますのでご活用下さい。

(苦情研修委員会)



■ 野遊会が開催されました

去る6月30日(土)、釧路市阿寒町の阿寒丹頂の里におきまして、釧路宅地建物取引士親交会主催の野遊会(宅建協会協賛)が開催されました。

当日は長雨の間の晴天で、阿寒は30℃にもなる暑い一日でしたので、皆さん久しぶりの陽気を楽しみながらパークゴルフをする事が出来ました。今回は(有)ヤマザキ 山崎社長より『山崎賞』として景品を提供していただきました。優勝は(有)能登谷 能登谷社長、準優勝はアサノ企画設計の浅野代表でした。

バーベキューでは、今年もRスタジオ(株) 木嶋社長より厚岸産牡蠣の差し入れを頂き、大変美味しくご馳走になり、楽しいひと時を過ごしました。

(総務財務委員会)



■ 本部第7回定時総会が開催されました

去る5月29日(火)、札幌市において道宅建協会第7回定時総会・保証協会平成30年度定時総会が開催され、当支部より小泉支部長ほか代議員8名が出席しました。本総会において、小泉支部長が理事に就任されました。

・ 宅建協会 第7回定時総会

【報告事項】	報告事項1	平成29年度事業報告について
	報告事項2	平成30年度事業計画について
	報告事項3	平成30年度収支予算について
【決議事項】	第1号議案	平成29年度収支決算について
	第2号議案	役員を選任について

・ 保証協会北海道本部 平成30年度定時総会

【報告事項】	報告事項1	平成29年度事業報告について
	報告事項2	平成29年度収支決算について
	報告事項3	平成30年度事業計画について
	報告事項4	平成30年度収支予算について
【決議事項】	第1号議案	役員を選任について
	第2号議案	中央本部理事候補者の選出について



尚、宅建協会定時総会において下記方々が表彰を受けました。

20年表彰 (有)アイ・エヌ・ティ不動産 伊藤 幸治

(総務財務委員会)

■ 釧路市の市有地処分の媒介依頼について

本年度の釧路市より市有地処分の媒介依頼がありました。物件は、現在9件(注:一部インターネット売却中)ございます。市有地処分媒介について、会員の皆様にご協力をお願いします。

【本年度の対象物件】

(H30.7.27現在)

物件番号	所在地	地目	面積(m ²)	売払金額(円)
1	釧路市大町7丁目11番	宅地	インターネット売却中	
2	釧路市星が浦南5丁目4番5	雑種地	2,798.22	7,969,000
3	釧路市阿寒町富士見2丁目50番	宅地	インターネット売却中	
4	釧路市阿寒町中央2丁目25番112	宅地	464.68	1,828,000
5	釧路市阿寒町中央2丁目25番142	宅地	461.91	2,123,000
6	釧路市音別町朝日3丁目36番	宅地	インターネット売却中	
7	釧路市音別町中園1丁目30番1	宅地	614.26	1,692,000
8	釧路市音別町中園1丁目30番2	宅地	611.58	1,684,000
9	釧路市音別町中園1丁目30番3	宅地	612.07	1,686,000

○申込受付期間 平成30年4月16日～平成31年2月28日まで

<物件に対してのお問合せ先>

釧路市総合政策部市有財産対策室(電話0154-23-5195)

ホームページ <http://www.city.kushiro.lg.jp/>

トップページ上段の緑色のメニューより「産業・ビジネス」をクリックし、ページ下部より「売却情報」⇒「市有財産売却事業(価格固定先着順)の概要」へとお進みいただくと、物件概要の詳細が掲載されております。

<協定に関するお問合せ先>

宅建協会釧路支部(電話0154-25-2222) ※協定に関する書類があります。

(企画広報近代化委員会)

■ 釧路錦町駐車場附帯施設空きテナント貸借の紹介協力について

釧路市と協定を交わしております釧路錦町駐車場附帯施設の貸借の媒介に関して、平成30年度の媒介依頼がございましたので、テナント貸借の紹介協力について、会員皆様にご協力をお願いします。

1. 貸借の媒介を依頼する物件

- | | |
|----------|---|
| (1) 名称 | 釧路市錦町駐車場附帯施設 |
| (2) 所在地 | 釧路市錦町4丁目7番地 |
| (3) 種類 | 店舗・事務所 |
| (4) 区分 | 1階 |
| (5) 使用面積 | 217㎡ (応相談) |
| (6) 使用料 | 店舗 2, 530円 (1㎡ごとに月額)
事務所 1, 940円 (1㎡ごとに月額) |



2. 依頼期間 平成30年4月19日から平成31年3月31日まで

〈協定に関するお問合せ先〉

宅建協会釧路支部 (電話 0154-25-2222) ※紹介を希望される場合は、ご照会下さい。

〈物件及び釧路市駐車場条例対してのお問合せ先〉

釧路市総合政策部都市計画課 (電話 0154-31-4554)

ホームページ <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/>

上記トップページ検索バナーに「錦町駐車場テナント」を入力。

(企画広報近代化委員会)

■ 法令等の改正情報について

- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令の一部改正について 平成30年7月11日 土動第40号

国土交通省より、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令の一部改正について、通知がありました。

- ・第196回国会 (常会 平成30年1月22日～平成30年7月22日) で成立した宅地建物取引関連の主な法律 平成30年7月27日

※別紙参照

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案
消費者契約法の一部を改正する法律案
民法の一部を改正する法律案
建築基準法の一部を改正する法律案
民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案

(全宅連HP) ⇒ (会員の方へ) ⇒ (法令改正情報)

※ID、パスワードが必要です。

(企画広報近代化委員会)

■ 不動産コンサルティング技能試験について

本年度の不動産コンサルティング技能試験は次により実施されます。
社会経済環境の変化に伴い、不動産に関するニーズは多種多様なものとなっており、不動産の

証券化の進展など不動産をめぐる制度も大きく変化していることから、不動産の有効活用や投資・相続対策等について、高い専門知識と豊富な経験に基づく不動産コンサルティング能力の必要性が高まっています。

1. 試験日 11月11日(日)
 2. 申込 Web申込のみ
(公財)不動産流通推進センター ホームページ <http://www.retpc.jp/>
 3. 申込期間 8月1日(水)～9月18日(火)
 4. 受験料 30,800円
 5. 試験会場 札幌会場(未定) *昨年度の札幌会場は北海道建設会館
 6. 受験資格 受験申込時点で次の①から③のいずれかに該当する方
 - ① 宅地建物取引士資格登録者で、現に宅地建物取引業に従事している方、または今後従事しようとする方
 - ② 不動産鑑定士で、現に不動産鑑定業に従事している方、または今後従事しようとする方
 - ③ 一級建築士で、現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、または今後従事しようとする方
- ※ なお、試験合格後の技能登録のためには、要件があります。

(苦情研修委員会)

■ 年会費の納入について

本年度の会費は、平成30年6月30日迄の納付期限として納付書をお送りしておりますが、既に期日が過ぎております。未納の方は恐縮ではございますが、早期納入にご協力下さい。

宅建協会会費(年額)	正会員	53,600円
	準会員	37,600円
保証協会会費(年額)		6,000円

(総務財務委員会)

■ 事務所の休業のお知らせ

下記事由につき、支部事務所を休業します。

8月6日(月)～7日(火)	本部 相談・苦情解決業務研修会
8月13日(月)～16日(木)	夏季休業
9月4日(火)	不動産の日事業 不動産無料相談会
9月25日(火)～26日(水)	本部 宅地建物取引士資格試験監督員説明会

(総務財務委員会)



■ 支部会員 入・退会・移動情報

★ 入会(正会員)

7月4日

根室(1)45号

(株)NFアセットプランニング

代表取締役 辻 俊輔

専任宅建士 辻 俊輔(石狩18745号)

根室市幸町3丁目38

Tel(0153)24-5455 Fax(0153)22-3089

7月12日
釧路 (1)532号

(株)カイトー商会
代表取締役 米本 富夫
専任宅建士 長崎 順子 (釧路 251号)
釧路市昭和南4丁目25-17
Tel (0154)52-7133 Fax (0154)52-6359

7月25日
釧路 (1)533号

(株)キュービックK
代表取締役 笥 陽介
専任宅建士 山口るみ子 (釧路 914号)
釧路市光陽町21-14
Tel (0154)86-7781 Fax (0154)86-7782

7月30日
根室 (1)46号

(株)ウッディークラフト
代表取締役 加藤 孝則
専任宅建士 北野 意咲 (釧路 936号)
中標津町東33条北1丁目2-1
Tel (0153)73-2695 Fax (0153)73-1656

★ 支部間移動 (準会員)

7月23日 札幌南支部から釧路支部へ移動
大臣(6)4255号

スウェーデンハウス(株) 釧路店
政令使用人 鈴木 光二
専任宅建士 鈴木 光二 (釧路 713号)
専任宅建士 伊藤 恒輝 (十勝 1264号)
釧路市昭和町3丁目12-7
Tel (0154)53-1881 Fax (0154)53-1883

★ 退 会 (正会員)

6月 1日 廃業
釧路 (1) 520号

(株)アーチ北原
代表取締役 北原 順子
専任宅建士 西村喜久政 (釧路 432号)
釧路市城山1丁目4-115
Tel (0154)64-7403 Fax (0154)64-7433

★ 代表者変更

(株)エコビジョン	代表取締役	本村 裕
(株)カチタス 釧路店	政令使用人	星 純也
(株)セムス 釧路駅前営業所	政令使用人	剣吉 利文

★ 住所変更

(有)北陽商事 釧路市芦野5丁目16-11
Tel (0154)68-5757 Fax (0154)68-5781

★ 専任宅建士変更

(有)北陽商事	就任	清水 哲司 (根室 46号)
〃	退任	宮武 京子 (釧路 351号)
(株)カチタス 釧路店	退任	斉藤 寧 (釧路 767号)
大学生生活協同組合連合会	就任	西村喜久政 (釧路 432号)
北海道事業連合教育大学釧路店	退任	永田 敏明 (釧路 355号)

北海道セキスイハイム(株)釧路営業所 就任 田中 慎 (上川 1861 号)
 // 退任 伊藤英太郎 (釧路 917 号)

平成30年7月30日現在 正会員107名 準会員23名 計130名

(総務財務委員会)

■ 行事・会議報告

本 部

5月29日(火)	第2回、第3回理事会	小泉本部理事	出席
5月29日(火)	第7回定時総会、保証協会平成30年度定時総会、 代議員9名、	合同懇親会 斉藤囑託職員	出席
6月21日(木)	第4回理事会	小泉本部理事	出席
6月28日(木)	全宅連・全宅保証 平成30年度定時総会	小泉本部理事	出席
7月5日(木)	第2回広報委員会	小泉本部理事	出席
7月23日(月)	第1回不動産近代化委員会	鈴木本部委員	出席

支 部

6月5日(火)	釧路市都市整備部住宅課との業務打合せ
6月5日(火)	総務省北海道管区行政評価局との業務打合せ
6月15日(金)	第1回総務財務委員会
6月15日(金)	役員懇親会
6月21日(木)	企画広報近代化委員会 不動産の日事業担当者会議
6月22日(金)	不動産無料相談会
6月22日(金)	第1回入会審査委員会
6月26日(火)	第1回不動産研修会 (ANA クラウン プラザ ホテル釧路)
6月28日(木)	釧路市暴力追放運動推進協議会定期総会 (ANA クラウン プラザ ホテル釧路)
6月30日(土)	野遊会 (阿寒丹頂の里)
7月10日(火)	第2回入会審査委員会
7月19日(木)	企画広報近代化委員会 不動産の日事業担当者会議
7月19日(木)	第3回入会審査委員会
7月24日(火)	「ロッキー釧路会」第16回総会・懇親会 (アクアベール)
7月27日(金)	第1回苦情研修委員会
7月30日(月)	企画広報近代化委員会 広報誌発行事業担当者会議

(総務財務委員会)

◆ 宅地建物取引士 法定講習日程予定 ◆

開催日	講習会場	受付期間
10月31日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	9月25日(火)~9月28日(金)
11月7日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
11月28日(水)	旭川市 アートホテル旭川	11月12日(月)~11月16日(金)
12月5日(水)	帯広市 ホテル日航ノースランド帯広	
12月12日(水)	函館市 フォーポイントバイシェラトン函館	

開催日	講習会場	受付期間
12月19日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	11月12日(月)～11月16日(金)
1月30日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	1月8日(火)～1月11日(金)
2月27日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	2月4日(月)～2月8日(金)
3月13日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	

(注意)

- ・有効期限の6ヶ月前から受講出来ます。
- ・宅建協会からの更新案内は、概ね有効期限の約3ヶ月前に道本部より郵送されます。
(北海道知事の指定する「宅地建物取引士法定講習」の指定機関は2団体あります。)
- ・振興局へ住所変更をされていない場合や、有効期限が切れている場合、更新案内は届きません。資格登録をしている場合、氏名・住所・本籍・勤務先について変更が生じた場合、登録している振興局に変更登録申請書を遅滞なく提出しなければなりません。

(苦情研修委員会)

～ 事務局からのお知らせ ～



釧路市の町内会加入への呼びかけをお願いします

入退去やマイホーム取得の多い季節となりました。会員の皆様には業務多忙のところ誠に恐縮ですが、釧路市の町内会加入への呼びかけにご協力をお願いします。町内会への加入促進用のポスター及びチラシを配布していただける方は、送付致しますので、事務局までお知らせください。



『北海道空き家情報バンク』のご利用を！

「北海道空き家情報バンク」とは、北海道内の空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として、道が運営する制度です。(登録・利用は無料です)
所有者から売買等の希望のあった空き家情報を、空き家の利用を希望する方に提供する取組みです
また、「北海道空き家情報バンク」と「移住情報ポータルサイト」との情報を相互リンクし、当該市町村の移住・定住などに関する情報を一連で検索することが可能です。

お問合せ (公社) 北海道宅地建物取引業協会 電話 (011) 642-4422

「北海道空き家情報バンク」ホームページ <https://www.hokkaido-akiya.com/>

釧路市地域安心ネットワーク事業にご協力をお願いします

釧路市地域安心ネットワーク事業とは、地域住民や様々な団体・事業者にご協力いただき、プライバシーに配慮しながら地域を日常的に見守り、必要な支援につなげる体制のことで、会員の皆様におかれましては、業務の中で地域の見守り活動へのご協力をお願い申し上げます。

詳しくは、釧路市ホームページ <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/>
上記トップページ検索バナーに「地域安心ネットワーク事業」を入力。

「重要事項説明書」における関係法令等の窓口情報について

北海道ホームページに、「重要事項説明書」における関係法令等の北海道及び市町村窓口をまとめたページがございますので、ご活用ください。

北海道ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>
上記トップページ検索バナーに「重要事項説明書」を入力。

(注意事項)

- ここにまとめたものは、(1) 宅地建物取引業法第35条第1項第2号関連（施行令第3条）の法令に基づく制限、(2) 宅地建物取引業法第35条第1項第14号イ関連（施行規則第16条の4の3）の法令に基づく制限、(3) 条例及び指導要綱等に基づく制限について、北海道及び各市町村における該当の有無及び窓口です。
- 平成29年10月20日現在の情報であり、その後変更が生じている場合があります。詳細は各窓口にお問い合わせください。
- 本ページに掲載されている情報の正確さには万全を期していますが、利用者の責任においてご使用ください。

参考資料のご案内

支部事務局に下記参考資料がございますので、業務の参考にご利用ください。

【住宅地図】	釧路市ブルーマップ	標茶町
	釧路市（音別）	弟子屈町
	釧路市（阿寒）	鶴居村
	釧路町	根室市
	白糠町	中標津町
	厚岸町	別海町
	浜中町	羅臼町



掲示・携帯していますか？

業者票・報酬規定表・従業者証明書・取引台帳などを事務局で販売しております。購入を希望される方はお問合せ下さい。

(注) 業者票はH27.4.1、従業者名簿はH29.4.1、報酬規定表はH30.1.1に変更されております。正しい掲示や備え付けを行いましょう。